以下この号及び第四号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

三　この表の入学定員及び基幹教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び基幹教員数とする。

四　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数には、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

五　［略］

六　修業年限が三年の短期大学の学科については、この表に定める基幹教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した基幹教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める基幹教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

七　教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該昼間学科等の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。

八　昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める基幹教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

九　看護に関する学科において修業年限が二年の学科と修業年限が三年の学科とを併せ置く場合は、修業年限が二年の学科にあつては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、修業年限が三年の学科にあつては、第四号により算定した基幹教員数から三人を減ずることができる。

十　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の基幹教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

十一　学科連係課程実施学科における基幹教員数は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した基幹教員数とする。

ロ　短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数

入学定員	［略］
基幹教員数	［略］

備考

一　入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める基幹教員数に、入学定員二〇〇人につき基幹教員一人を加えるものとする。

三　この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

四　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（ロの表において同じ。）。

五　［同上］

六　第十八条第二項の短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

七　教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。

八　昼夜開講制を実施する場合は、これに係る学生定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。

九　看護に関する学科において第十八条第一項に定める学科と同条第二項に定める学科とを併せ置く場合は、同条第一項に定める学科にあつては、入学定員が一〇〇人までの場合は二人を、一〇〇人を超える場合は三人を、同条第二項に定める学科にあつては、第四号により算定した教員数から三人を減ずることができる。

十　この表に掲げる分野以外の分野に属する学科の教員数については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学科については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適当でない場合については、別に定める。

十一　学科連係課程実施学科における教員数は、当該学科連係課程実施学科を同一分野に属する学科が一学科の場合の学科とみなしてこの表により算定した教員数とする。

ロ　短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数

入学定員	［同上］
教員数	［同上］

備考　入学定員が六〇〇人を超える場合には、この表に定める教員数に、入学定員二〇〇人につき教員一人を加えるものとする。